(目的)

第1条 この要領は、座間市が市政情報等を発信するための一つの手段として、X 社(旧 Twitter 社)の公式アカウントを取得し、運用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(X(旧ツイッター)とは)

第2条 ツイッターとは、X社(旧 Twitter 社)が提供するサービスで、140文字以内の情報をインターネット上に公開することにより、利用者が情報を取得し、共有できるものである。

(アカウント)

- 第3条 市公式アカウントを一つ設置し、管理や運用は広報主管課が行うものとする。
- 2 市公式アカウントの運用管理責任者は広報主管課長とする。
- 3 市公式アカウントのパスワード等は運用管理責任者が利用を認めた職員等でのみ使用 する。

(ポスト)

- 第4条 ポストは、原則として、市ホームページで公開している情報及び市内の魅力発信に 寄与する内容とし、広報主管課がポストするものとする。
- 2 緊急時や「いさまメール」で配信している内容等、広報主管課が必要と認めるときは、 関係課等によりポストすることができるものとする。
- 3 ポストに対する返信はしないものとする。

(フォロー)

第5条 原則として、フォローしないものとする。

(トラブル対応)

- 第6条 市がポストした内容に誤りがあった場合は、速やかに、訂正等の対応をするものと する。
- 2 想定を超える非難・批判・誹謗・中傷等のコメントが殺到する状態(炎上状態)になった場合は、必要に応じて説明、訂正等の対応を行うものとする。
- 3 市公式アカウントが乗っ取られた時や成りすましを発見したときは、X 社(旧 Twitter 社)に連絡し、速やかに、対応するものとする。

(遵守事項)

- 第7条 制限事項等については、座間市ホームページ管理運用要綱を準用するものとする。 (その他)
- 第8条 X(旧ツイッター)に関し、必要が生じたときは、その運用を停止し、アカウント を削除するものとする。この場合において、市ホームページでその旨を公表するものとす る。

附則

この要領は、公表の日から施行する。

附則

この要領は、平成27年11月12日から施行する。

附則

この要領は、令和6年5月20日から施行する。